

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 福岡県福岡市博多区金の隈二丁目19番12号
 株式会社榑崎商事
 代表取締役 榑崎 ゆかり



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和4年(2022年)9月20日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)9月19日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
汚泥	—	—	—	○	○
廃油	—	—	—	○	—
廃酸	—	—	—	○	○
廃アルカリ	—	—	—	○	○
廃プラスチック類	—	○	—	○	—
紙くず	—	○	—	—	—
木くず	—	○	—	—	—
繊維くず	—	○	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—
ゴムくず	—	—	—	—	—
金属くず	—	○	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—	○	—
がれき類	—	○	—	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成7年(1995年)9月20日付けで新規許可
- (2) 平成12年(2000年)8月9日付けで更新許可
- (3) 平成17年(2005年)9月13日付けの変更届出により事業の一部廃止（取り扱う産業廃棄物の種類として「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「がれき類」を削除。）
- (4) 平成18年(2006年)1月18日付けで更新許可

- (5) 平成18年(2006年)9月28日付けの変更届出により住所変更(旧住所:福岡県福岡市博多区堅粕一丁目1番2号)
- (6) 平成22年(2010年)9月10日付けで更新許可
- (7) 平成27年(2015年)9月11日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (8) 平成27年(2015年)9月11日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物性残さ」「ゴムくず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「がれき類」を追加。)
- (9) 令和元年(2019年)10月10日付けの変更届出により「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する表記変更
- (10) 令和3年(2021年)10月11日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:榑崎 昭治)
- (11) 令和4年(2022年)9月7日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。